

賛助会員規程

制 定 平成30年4月1日

一部改正 令和5年6月1日

(目 的)

第 1 条 この規程は、一般財団法人 ヒートポンプ・蓄熱センター（以下「センター」という。）定款43条の規定に基づき、賛助会員に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(権利義務)

第 2 条 賛助会員は、センターの事業目的の遂行を援助するとともに、センターの事業活動において特別の便宜を受けて、その情報の提供又は活動に参加することができる。

(賛助会員への入会)

第 3 条 賛助会員として入会しようとするものは、センターに賛助会員入会申込書を提出する。なお、入会は日本法人及び日本国内在住の個人事業主に限るが、会員として相応しくないと判断した場合は、入会をお断りすることができる。

- 2 賛助会員口数については、入会申し出時に企業規模等を基に協議のうえ決定する。
- 3 入会した賛助会員については、理事会に報告する。
- 4 賛助会員入会者は、各事業年度（4月1日から翌年3月末日迄）末の一か月前までに退会の申し出のない限り、毎年自動更新する。
- 5 入会した賛助会員が賛助会員口数を減らそうとする場合は、理事会に報告する。

(賛助会員の会費)

第 4 条 賛助会員は次に定める会費を納入しなければならない。

賛助会費 年額 1口 200,000円

ただし、個人事業主の場合は

賛助会費 年額 1口 20,000円

(会費の納入)

第 5 条 賛助会員は、センターの事業年度ごとに、賛助会費を毎年6月末までに納入する。

- 2 6月末までに納入しなかった場合は、遅延利息を付して請求することができる。
- 3 事業年度開始後6か月以上を経過して入会した賛助会員については、当該事業年度分の賛助会費の半額にすることができる。
- 4 当該事業年度中に退会又は資格を喪失した場合でも、既納の賛助会費は返還しない。

(退 会)

第 6 条 賛助会員を退会しようとするものは、退会届けをセンターに提出しなければならない。

- 2 退会者については、理事会に報告する。

(会員資格の喪失)

第 7 条 賛助会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第5条の支払義務を事業年度末までに履行しなかったとき
- (2) 会員である法人及び団体が解散したとき
- (3) 会員である個人事業主が死亡したとき

附 則

この規程は、平成30年4月1日から実施する。

附 則

この規程は、令和5年6月1日から実施する。